

中小企業の SDGs経営の基礎

2019年11月26日
株式会社いなほコンサルティング
代表取締役 笠原秀紀

本日の内容

1. SDGsとは

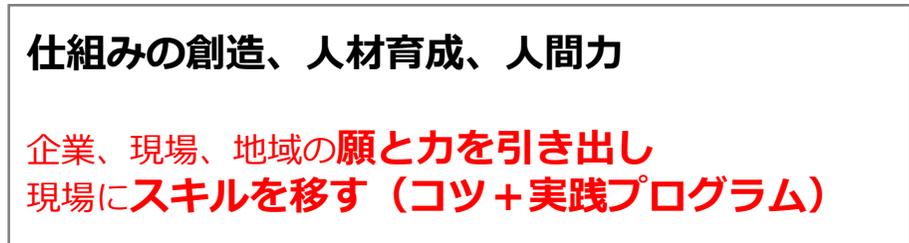
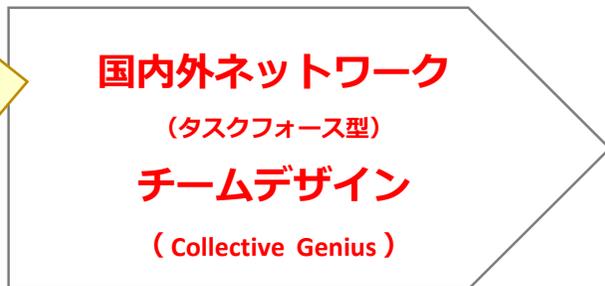
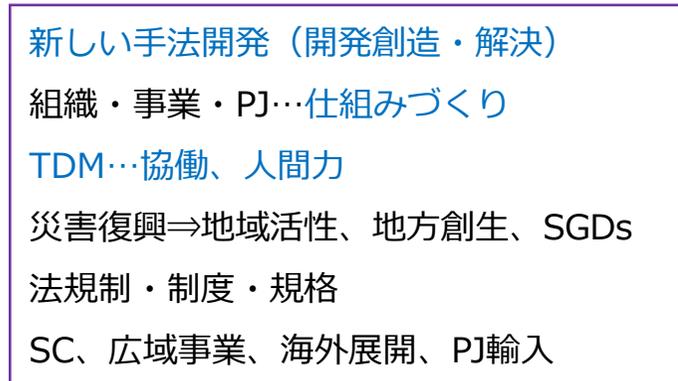
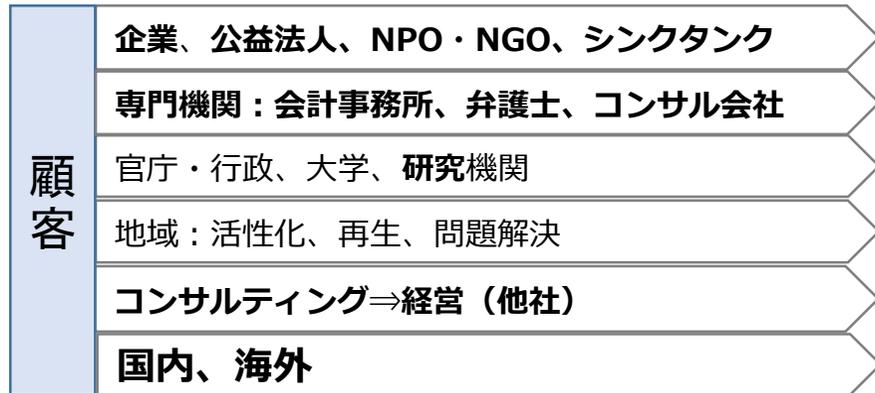
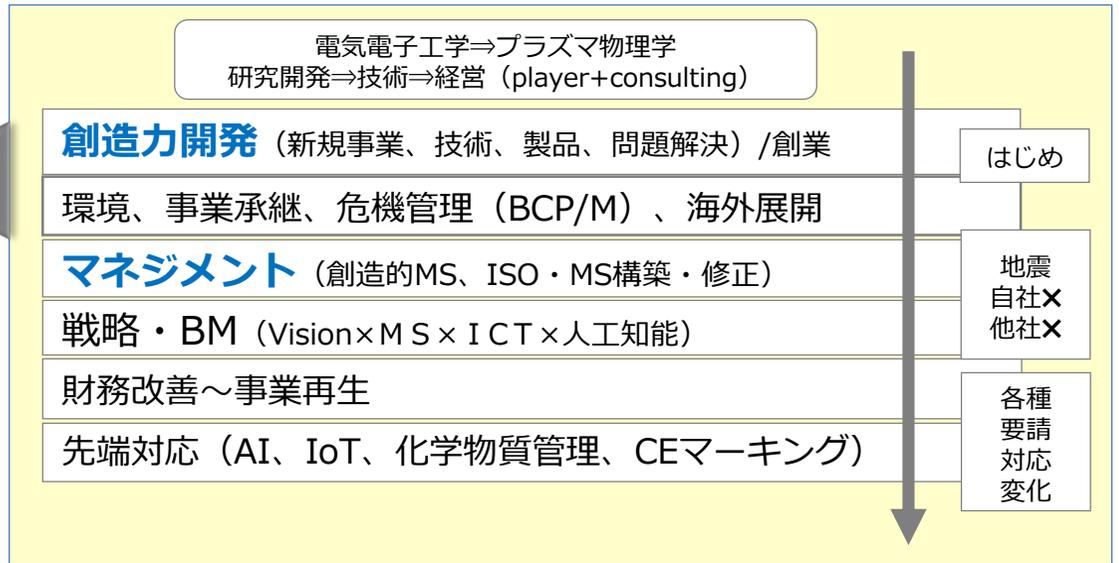
2. 中小企業 × SDGs

～経営そして省エネ～

3. SDGsと時代潮流

4. 参考資料

活動プロフィール



1. SDGsとは

SDGsとは

- 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。
- 2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された。
- 国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成する行動計画。
- 2030年に向けた17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。
- SDGsのキーワードは、“Leave no one behind（誰一人取り残さない）”。



SDGs_沿革

年代	内容
1970年	ローマクラブ発足。1972年「成長の限界」出版
1980年	1980年に国際自然保護連合（IUCN）、国連環境計画（UNEP）などが取りまとめた「世界保全戦略」に「持続可能な開発」の表現が初出。
1992年	ブラジル、リオ・デジャネイロ「国連環境開発会議」開催。
2001年	2000年にミレニアム・サミットが国連本部で開かれ、翌年ミレニアム開発目標が採択された（MDGs）
2015年	MDGs目標期限のこの年に「国連持続可能な開発サミット」が開催された。同時に「パリ協定（COP21）」が開催。9月にSDGs採択。

ジャパンSDGsアワード

- ◆持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けて、
内閣総理大臣を最高責任者として、全国務大臣を構成員とするSDGs推進本部が2017年6月に設置された。
- ◆国内で優れた取り組みを行う企業・団体等を表彰する。

第1回表彰企業【特別賞「SDGsパートナーシップ賞」】

吉本興業株式会社



出典：ラフ&ピース ニュースマガジン



吉本新喜劇とSDGsがコラボ！
「中小企業もSDGs ～取り組もう、みんな～」

吉本新喜劇が『SDGs吉本新喜劇』を上演した。大阪商工会議所7階国際ホールにて。

SDGsの17のゴール



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



2. 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

SDGsの17のゴール



7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



10.人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



8.働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



11.住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



9.産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



12.つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

SDGsの17のゴール



13. 機構変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



14. 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SDGs ピラミッドモデル



事例1



3 すべての人に
健康と福祉を



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



新しいボルボ車で、交通事故による死亡者、重傷者を2020年までにゼロにする！

事例2



5 ジェンダー平等を
実現しよう



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

女性活躍推進基本方針

方針

- 意思決定の場（経営会議など）に女性が参加する状態を目指す
- グループ各社の状況に応じた行動計画の立案と推進
- 数値目標の設定と、目標達成に向けた取り組みの実施

女性の活躍推進目標と行動計画

アサヒグループでは、アサヒグループホールディングス(株)および国内主要事業会社ごとに下記の目標を設定し、女性活躍推進の取り組みを進めています。

- 女性活躍支援研修
- ワーキングマザーのネットワーキング

2. 中小企業 × SDGs

～ 経営そして省エネ ～

Question

ここまで、SDGsの概要を見てきました。

**SDGsの17のゴールをもう一度眺めてみて
企業活動に活かせそうですか？**

企業は、経営にどのように活かせそうでしょうか？

事例3

SDGsを経営に活かす 一般的取組例

品質方針 『製品の品質を通じてお客様との信頼関係の構築に努めます』



①安心・安全

私たちは、お客様に安心して製品を使用いただくために、安全性について万全の体制を整えます。

②法令遵守

私たちは、製品に関するすべての法規を遵守します。

③継続的改善

私たちは、常に時代の変化に対応する品質改善に努めます。



環境方針

1. 地球を大切にしよう。「人間と自然の共生」
2. エネルギーを節約しよう。「地球環境保全の向上」



本心、顧客（他者）を思い願う企業の方針 = SDGs発想（そのままSDGs）
SDGs? と言って悩むより、何のための経営かを本気で考えるほうが良い

問題提起

- ◆ SDGs_意外と簡単（そのまま）…表面的、形中心（お題目）⇒ 事業化しない
- ◆ もう一步、ワクワクする世界へ

事例4

SDGsを経営に活かす

原料運搬 : 170m - 45m = 125m/回 削減

○ フォークリフト運搬 280回/月 走行距離35,000/月減

裁断品フレコン : 170m × 2 - 45m × 2 = 250m/回 削減

○ フォークリフト運搬 190回/月 走行距離47,500m/月減

フォークリフト走行距離 削減
82,500 m/月 1,000 km/年  73%削減

燃料費 : 12千円/月 削減

人 工 : 1.5人 → 0.5 人で対応可能

(step1)
工場内の非効率なレイアウト、運搬、作業など、様々な無駄を発見

(step2)
従業員同士でアイデアを出し合い、工場のレイアウト改善、材料置場・製品置き場の最適再設計、外部倉庫活用の再設計、無駄作業の改善など、様々な対策を実施



- 73%エネルギー削減 (単なる削減?) _ 改善力育成、活性化広くとらえる (ガス、水、エコ、経営) ⇒ 小さなテーマ (電気、熱) も大きなパフォーマンスを出せる
- 本件、電気、熱の削減ではない ⇒ 現場_できる化 ⇒ 電気使用量の削減ほぼ100% ?
⇒ 売上、生産量、50%増、倍増、3倍増 ⇒ 電気使用量同水準 ~ 50%増
- IT・webマーケティング活用 ⇒ 売上倍増、コスト削減

事例5

SDGsを経営に活かす

本部長賞
(内閣総理大臣)

株式会社日本フードエコロジーセンター



貢献する目標 (SDGs)



<取組概要>

- ・「**食品ロスに新たな価値を**」という企業理念の下、食品廃棄物を有効活用するリキッド発酵飼料（リキッド・エコフィード）を産学官連携で開発し、**廃棄物処理業と飼料製造業の2つの側面を持つ新たなビジネスモデルを実現**。
- ・国内で生じる食品残さから良質な飼料を製造し、輸入飼料の代替とすることで、飼料自給率の向上と共に、**穀物相場に影響を受けにくい畜産経営を支援し、食料安全保障に貢献**。
- ・**同社の飼料を一定割合以上用いて飼養された豚肉をブランド化**し、養豚事業者や製造業、小売り、消費者を巻き込んだ**継続性のある「リサイクルループ（循環型社会）」を構築**。

SDGs実施指針における実施原則（アワード評価基準）

普遍性	食品廃棄物を有効活用するリキッド飼料化事業は国内外における食品ロス対策のロールモデルとなり得る。
包摂性	社内において障がい者、高齢者人材雇用等幅広い人材の参画に努めている。
参画型	多くのステークホルダーと協働して継続性のある「リサイクルループ」を構築している。
統合性	廃棄物処理業と飼料製造業の両面をもつことから、小売や外食といった他業種をはじめ多様なステークホルダーの結節点となっている。
透明性と説明責任	行政や排出事業者の視察に積極的に応じるほか、飼料の品質は定期的に第三者機関で検査を行い、開示している。



食品加工__資源循環

税金で食品残差の焼却・・・問題意識

⇒飼料として活用（課題解決・・・税金無駄遣い解決、廃棄物のリサイクル

⇒資源・価値化・資金化

事例6 改善×チームデザイン ⇒ SDGs



原料運搬 : 170m - 45m = 125m/回 削減

○ フォークリフト運搬 280回/月 走行距離35,000/月減

裁断品フレコン : 170m × 2 - 45m × 2 = 250m/回 削減

○ フォークリフト運搬 190回/月 走行距離47,500m/月減

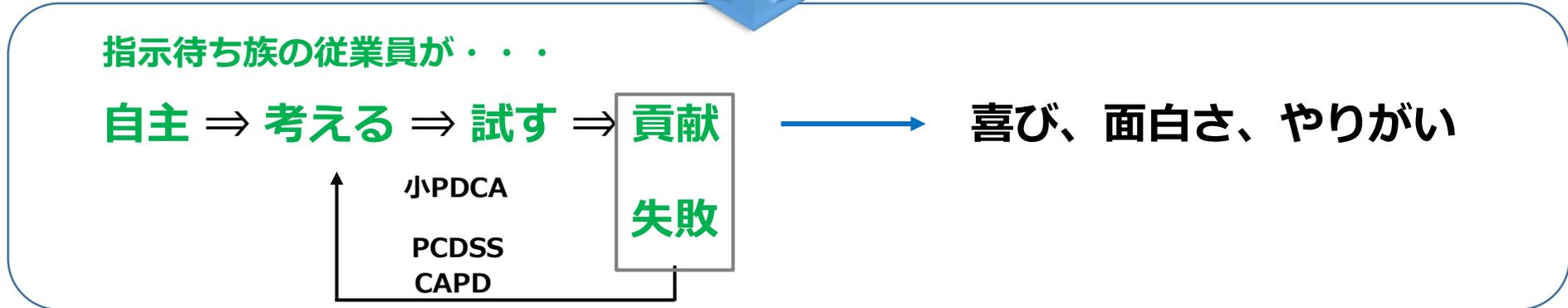
フォークリフト走行距離 削減
82,500 m/月 1,000 km/年  73%削減

燃料費 : 12千円/月 削減

人 工 : 1.5人 → 0.5 人で対応可能

(step1)
工場内の非効率的なレイアウト、運搬、作業など、様々な無駄を発見

(step2)
従業員同士でアイデアを出し合い、工場のレイアウト改善、材料置場・製品置き場の最適再設計、外部倉庫活用の再設計、無駄作業の改善など、様々な対策を実施

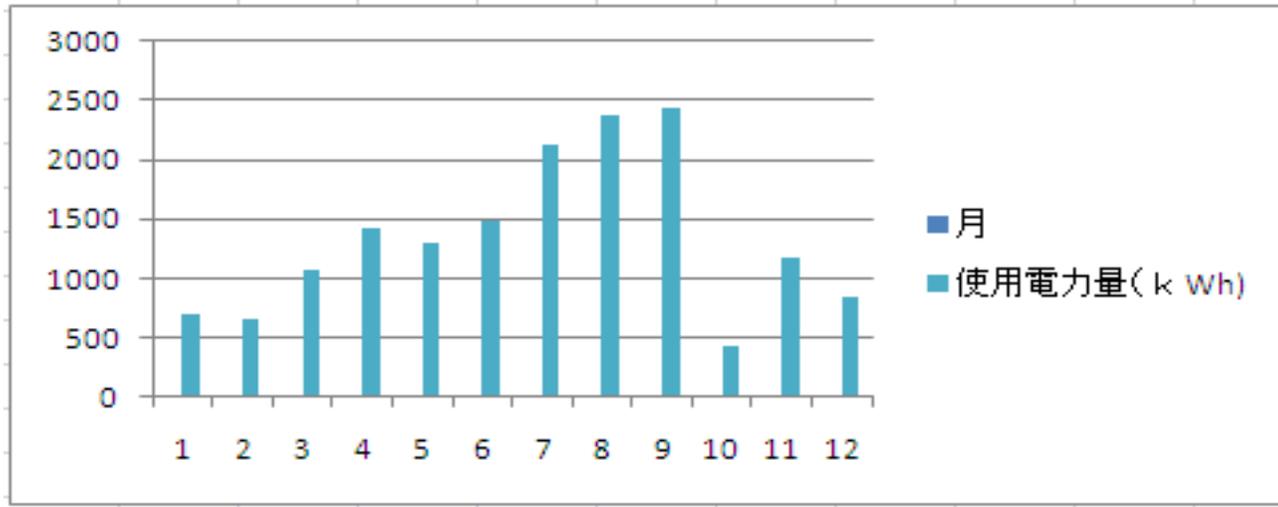


- TD (チームデザイン) __次のテーマ__ **女性が働きやすい労務制度を作る** __女性だけでチーム結成 ⇒ 新労務制度 ⇒ 働き方改革

事例7

ヘアサロン

ヘアサロンの省エネ支援。下記は年間の電力使用データ。空調使用の影響が大きい。改善は？



電気代
-30%



省エネ、集客、収益・・・大きな効果

事例8 電力監視 ⇒ 生産・業務

製造、サービス、飲食、卸、小売…

省工ネと財務

生産改善
自社_めいっぱい ⇒ 改善無駄_不要
「きつい、あつい、つらい・・・」

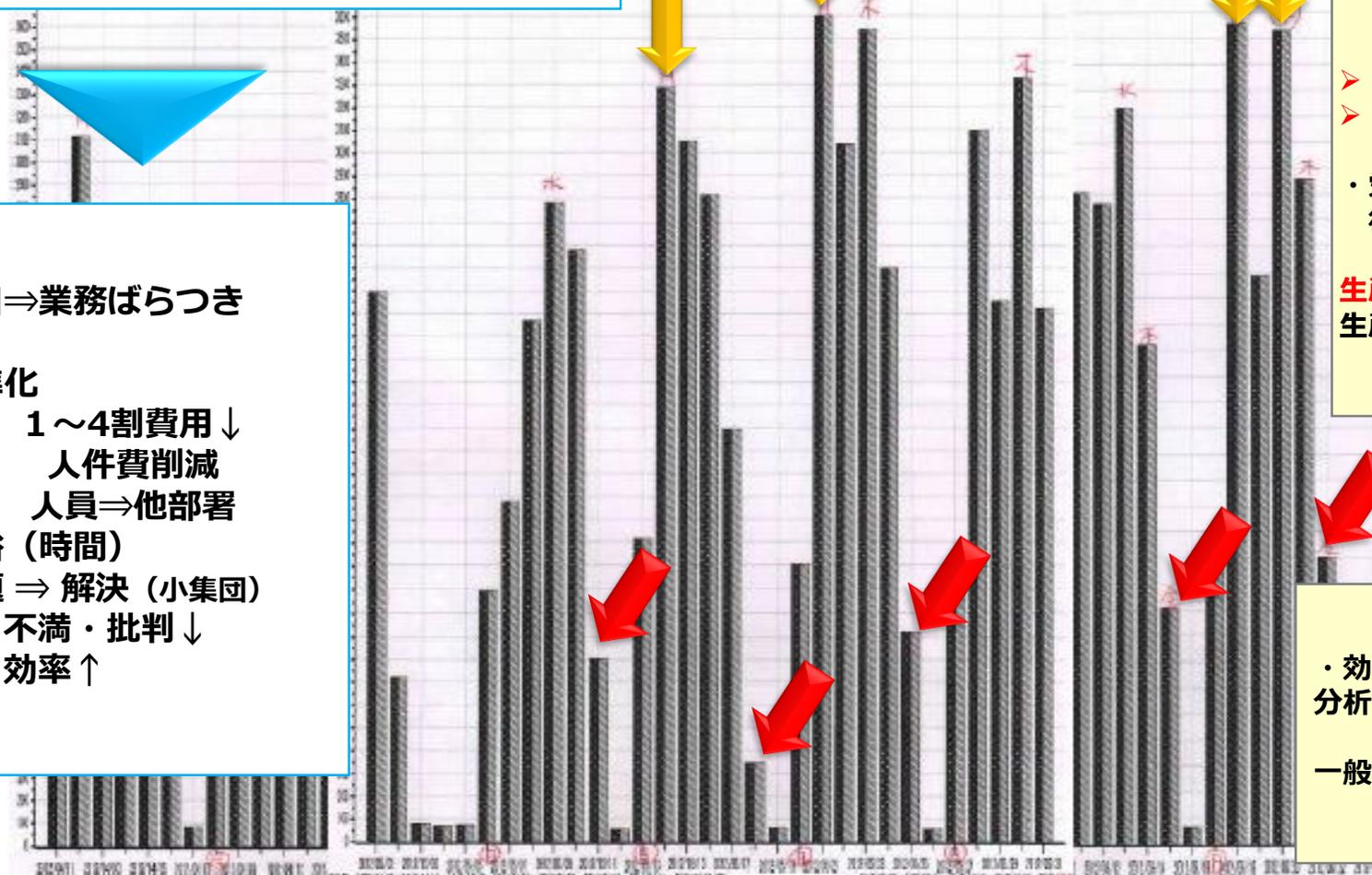
曜日⇒業務ばらつき

平準化

1~4割費用↓
人件費削減
人員⇒他部署

余裕(時間)

問題 ⇒ 解決(小集団)
不満・批判↓
効率↑



➢ 電力ピーク&総量 ↓
➢ コスト ↓

・労働環境改善 ⇒
従業員満足(働き方改革)

生産性向上
生産管理、生産計画

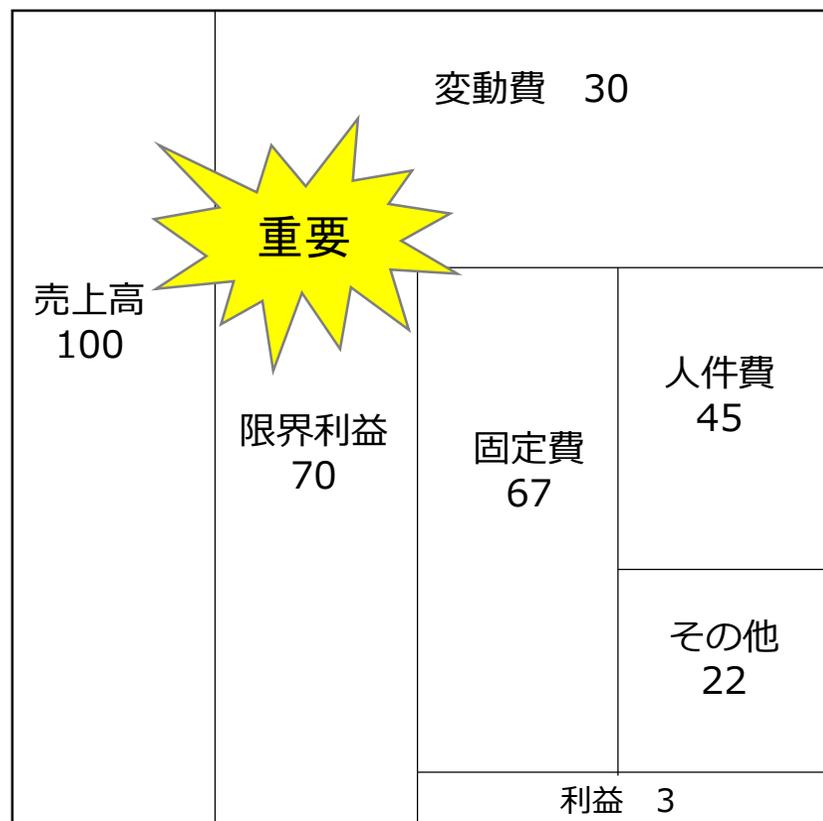
・効果をも高める ⇒
分析、改善力、手間&力量

一般診断<当監視

事例9

経営財務

売上1億1千万円から1億5千万円
8期連続黒字、優良企業
営業利益率 0%~10%
純利益_平均3%
北日本、熱処理業



電力監視⇒生産性向上
電力使用料_1200万円/年
400万円削減

売上1億円
300万円コストダウン

「経営改善×eco」+財務マネジメント

利益倍増⇒ボーナス⇒従業員満足↑
⇒財務理解_自分たちが頑張れば!
⇒自ら考え改善⇒wants⇒VIS⇒MS改善
⇒…営業利益率20%台へ

売上上げたい…5%値引き、30%売上↑

経営改善とSDGs

コンサル実務

生産性向上、材料無駄削減、軽量化
時間短縮、IT化、スキル導入
モチベーション、メンター（心ケア）
協働による働き方改革
ほか

マネジメント改善

生産性向上、エコ、CO2削減、廃棄物削減、資源循環
健康、福祉、食、男女共同参画、ほか

SDGs

SDGsは難しくない ~ We want ~

SDGsから発想しない

- **課題解決**（やりたい、できたらいいな）から**取り組む**
- もう一步、何か自分以外のモノの役に立てないかな？
 - 従業員大事にできないかな
 - 無駄の削減できないかな（コストダウン、ごみ削減、エコ⇒SDGs）
 - 困っている人助けられないかな（提案営業発想）

経営改善 + 自分のことばかり

SDGsではない



経営改善 + 自分以外のことを考える

SDGs



- まともに経営改善 ⇒ 迷惑な仕事をしていなければ、たいていSDGs発想
- 少しの工夫 ⇒ 本物のSDGs

既存事業 × SDGs発想 × ビジョン

既存事業 × SDGs発想 = 新規事業開発、イノベーション

この時 大事なものは！

本気になれる**ビジョン**

形中心…事例3

Vision…事例4~
若手経営

- 儲けるためだけに SDGsを利用 ⇒ 失敗
- 本当にやりたい！ ⇒ 成功

**改善・創造 ⇒ SDGsのどれかに
あてはまる**

- 当てはまらなくても経営改善⇒うれしい！
- 少し、SDGsの意識を乗せる
- 堂々たるSDGsモデルとなる⇒国連SDGs！⇒モチベーション
↑

3. SDGsと時代潮流

マーケティング 4.0

マーケティング 1.0 商品PR

マーケティング 2.0 顧客視点

マーケティング 3.0 社会性、価値観

マーケティング 4.0 自己実現（顧客の自己実現）

- 社会課題解決
- 利他



ビジネスを高める

自分だけ利する



支持を得られない

- 味の●の戦術は、かつては「卓越」評価、今は . . .
- ヒノキの合板（陰_水、あり）
- 20年間塗り替えいらぬ塗装事業者への賛辞とファン化 ⇒ 大繁盛

SDGs

新時代のマーケティングテーマ（主流）

旧発想 = 競争優位、差別化（どう相手に勝つか、どう儲けるか…）



- ◆ トップランナー…旧発想から卒業_広告代理店も発想シフト
- ◆ 世の為、人の為⇒「きれいごと」⇒ 古い！
- ◆ 世界はだいぶ前からこの方向

若手卓説経営者の発想（SDGs的）

21世紀の
マーケティングの主流



17のゴールと169のターゲット
自体がビジネスのヒント



働くモチベーション ~変わる価値観~

モチベーション1.0

生存のため本能的なモチベーション。やりたいか、やりたくないかではなく、やらなければ生きていけないから、頑張るという世界。

モチベーション2.0

アメとムチ⇒**成果報酬によるモチベーション**。人間を馬と考えエンジンをぶら下げてやる気を出させる。罰を与え、それをさけたいという気も日から**無理やりやる気を出させる**。

モチベーション3.0

達成したい、**社会の役に立ちたい…個人の中から自然と出てくるモチベーション**。



モチベーションとSDGs

- 部品加工（川中企業）：日々部品とだけ向き合う従業員⇒プリウス、iphone、ボーイング航空機…うちの会社カッコいい、自分たち凄い事やってる！
- **SDGs**: 国連、世界、政府が認めるビジネスモデル ⇒ **社員の誇り**

高パフォーマンスの源 _モチベーション

現場の様々な実態

- あんたの言うこと聞きたくない
- 社長に→「あの人に高い金払うなら、俺の給料上げてくれ」
- その他、様々な人、状況で、成果は左右される
- **コミュニケーション、モチベーション、協働…「人」**

- 業務_改善_やるのは「人」
- **「人」が良く動いてくれば成果は小**
- **「人」の問題を解決できるか**

実態、左記の状況を変えられない

⇒ **改善力** ↓ ↓

改善の前提

- やる気、モチベーションは、コンサルパフォーマンス最大化の（最）重要要因
- やる気がないところに、いかに優れたスキルを導入しても効果は出ない（限定的）
- コンサル前の数少ない合意要素、前提要素の一つ
- 収益改善の最大要因とも言える。

経営のあるべき姿...SDGsが示すもの

本質は、多くの人々が尊敬する先人が考え、実践してきたことと同じ

- 今後、ビッグビジネスの多くはSDGs発想になっていく。
- 既に、日本の若手卓越経営者、実務家達はSDGs発想を自然に展開。
- 普遍的価値観、底流に流れる超長期的世界観⇒本流

2016年
世界経済フォーラム年次総会
(ダボス会議) 調査チーム
(世界財界首脳) 報告

企業が国連SDGsを達成

2030年までに、
最低限で1300兆円以上の経済効果と最大3億
8000万人の雇用が創出される可能性がある

ご清聴ありがとうございました

本講義についてのご質問などございましたら、ご遠慮なく下記までご連絡ください。
多少お時間をいただくこともありますが、回答させていただきます。



株式会社いなほコンサルティング
kasa3180@gmail.com
<http://inaho-consul.com>

4. 參考資料

SDGs: 17の目標 & 169ターゲット個別解説



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。



2. 飢餓をゼロ

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

3 すべての人に
健康と福祉を



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人が利用できるようにする。
3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

4 質の高い教育を
みんなに



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

4.1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る

5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.B	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する



6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

6.1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.A	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



8. 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
8.5	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.6	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.7	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.8	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.a	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.b	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.c	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する

10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。



13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
11.2 13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 ※国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。



14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。



15. 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続可能な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



17. パートナースhipで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナースhipを活性化する

	資金
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
	技術
17.6	科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。
	キャパシティ・ビルディング
17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
	貿易
17.10	ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
	体制面
	政策・制度的整合性
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
	マルチステークホルダー・パートナースhip
17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナースhipによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナースhipを強化する。
17.17	さまざまなパートナースhipの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナースhipを奨励・推進する。
	データ、モニタリング、説明責任
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特異性の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

ジャパンSDGsアワード 表彰企業

<第1回表彰企業・団体等一覧 2017年>

【SDGs推進本部長（内閣総理大臣）表彰】
北海道下川町

【SDGs推進副本部長（内閣官房長官）表彰】
特定非営利法人しんせい
パルシステム生活協同組合連合会
金沢工業大学

【SDGs推進副本部長（外務大臣）表彰】
サラヤ株式会社 住友化学株式会社

【特別賞「SDGsパートナーシップ賞」】
吉本興業株式会社
株式会社伊藤園
江東区立八名川小学校
国立大学法人岡山大学
公益財団法人ジョイセフ
福岡県北九州市

<第2回表彰企業・団体等一覧 2018年>

【SDGs推進本部長（内閣総理大臣）表彰】
株式会社日本フードエコロジーセンター

【SDGs推進副本部長（内閣官房長官）表彰】
日本生活協同組合連合会
鹿児島県大崎町
一般社団法人ラ・バルカグループ

【SDGs推進副本部長（外務大臣）表彰】
株式会社 LIXIL
特定非営利活動法人エイズ孤児支援
NGO・PLAS
会宝産業株式会社

【特別賞「SDGsパートナーシップ賞」】
株式会社虎屋本舗
株式会社大川印刷
SUNSHOW GROUP
株式会社滋賀銀行
山陽女子中学校・高等学校地歴部
株式会社ヤクルト本社
産科婦人科館出張 佐藤病院
株式会社フジテレビジョン